

○福崎町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

昭和58年2月1日制定

改正

昭和63年7月1日告示第49-1号
平成3年12月24日告示第115-1号
平成4年6月20日告示第53号
平成5年6月29日告示第50号
平成7年9月28日告示第71号
平成11年3月29日告示第44-1号
平成13年3月28日告示第52号
平成17年4月14日告示第50号
平成18年3月31日告示第76号
平成18年9月22日告示第148号
平成20年3月14日告示第34号
平成21年2月24日告示第26号
平成22年3月5日告示第21号
平成22年6月21日告示第80号
平成24年2月20日告示第14号
平成27年2月9日告示第10号
平成28年3月31日告示第84号
平成29年12月8日告示第117号

福崎町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢の重度障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福崎町とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「高齢重度障害者」とは、福崎町の区域内に住所を有する65歳以上の者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢重度精神障害者」という。）

(2) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(3) 「低所得者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるとこ

ろにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

- (4) 「高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金」とは、当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われなるときに限る。)をいう。

(助成対象者)

第4条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、次の要件を備えている者とする。

- (1) 高齢重度障害者及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに高齢重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。
- (2) (1)の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(助成する範囲)

第5条 高齢重度障害者の疾病(高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。ただし、第3条第1項第3号に該当する者は精神疾患による疾病を支給する。)又は負傷について法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。

- (1) 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

- (2) 入院療養である場合

当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。)。ただし、この額は同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号の規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額」

- (3) (1)及び(2)に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができない。
- (4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、(1)及び(2)の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。
- (5) (1)及び(2)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(申請)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、「高齢重度障害者医療費受給者証交付・更新申請書」(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった時は、その資格を審査し、第3条及び第4条に規定する要件を備えている時は、高齢重度障害者医療費受給者として認定し、高齢重度障害者障害者医療費受給者証(様式第2号)を交付するものとする。

(助成の方法)

第7条 町長は、対象者が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、医療費の助成として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは対象者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は実施要領又は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月1日告示第49-1号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日告示第115-1号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に支払われた老人保健法第28条の規定による一部負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年6月20日告示第53号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に支払われた老人保健法第28条又は老人保健法等の一部を改正する法律(平成3年法律第89号)附則第5条の規定による一部負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年6月29日告示第50号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日前に行われた医療について支払われた老人保健法第28条又は老人保健法等の一部を改正する法律(平成3年法律第89号)附則第5条の規定による一部負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年9月28日告示第71号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成対象者」については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月29日告示第44-1号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日告示第52号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月14日告示第50号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱の廃止)

- 2 高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱(平成13年1月1日施行)は、廃止する。
(高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の前に行われた高齢重度心身障害者特別医療費の支給については、なお、従前の例による。

附 則(平成18年3月31日告示第76号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月22日告示第148号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」、「助成する範囲」については、なお、従前の例による。

附 則(平成20年3月14日告示第34号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月24日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前を受けた療養に係る高齢重度障害者医療費の支給については、改正後の福崎町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(助成の特例)

- 3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者(改正後の福崎町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第4条第1項第1号の要件を満たす者を除く。)を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。また、助成する範囲は高齢重度障害者の疾病(高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金から次の額を控除した額とし、当該高齢重度障害者に対し高齢重度障害者医療費として支給する。

(1) 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合

当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号の規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額」

- (3) (1)及び(2)に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができない。
- (4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、(1)及び(2)の

適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

- (5) (1)及び(2)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則 (平成22年3月5日告示第21号)

この要綱は、平成22年3月5日から施行し、改正後の高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日以後に生じた同要綱3(4)に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金について適用する。

附 則 (平成22年6月21日告示第80号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則 (平成24年2月20日告示第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
(市町村民税の額の算定の特例)
- 2 「助成対象者」中、「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。
(経過措置)

- 3 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月9日告示第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第84号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月8日告示第117号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別紙様式(省略)